特集 マイナンバー制度スタートから1年 今までとこれから

今後どのように マイナンバー制度は拡大していくか



梅屋真一郎

CONTENTS

- I マイナンバー制度は、今後も幅広い分野での利用拡大が進む
- Ⅱ 政府成長戦略に利用拡大が明記された5つの分野
- Ⅲ 預貯金付番と医療など分野は先行して法改正も実施
- IV 対応が進みつつある税関連分野
- V 次の大きな制度変更は戸籍
- VI 子育て・災害対策分野も検討対象に
- ₩ マイキープラットフォーム
- 社会インフラとして社会ニーズに応じた利用拡大が今後も続く

要約

- 1 マイナンバー制度は社会保障・税並びに災害対策分野から利用がスタートしたが、社会 ニーズを踏まえつつ、今後もさまざまな分野での利用拡大が検討されている。
- 2 政府IT総合戦略本部が取りまとめた成長戦略には、「戸籍事務」「旅券事務・邦人保護」 「預貯金付番」「医療・介護・健康事務」「自動車登録事務」の5分野でのマイナンバー の利用拡大が明記されており、それぞれ具体化が進みつつある。
- **3** 2016年3月から、新たに「災害対策・生活再建」と「子育て支援」の分野での利用拡大も検討が行われることとなった。
- 4 マイナンバーカードの情報基盤としての活用(「マイキープラットフォーム」)の検討も始まっており、さまざまなIDカードを1枚のマイナンバーカードに集約できる。この仕組みを使うことで、将来的にクレジットカード会社や航空会社が提供しているポイントサービスを、マイナンバーカードで使用できるようになる。
- 5 今後10年以内には、ほぼすべての経済活動・社会活動に何らかの形で番号が紐付けられることになり、マイナンバーが日本社会のありようまでも変えていく社会インフラとなっていくものと期待される。

I マイナンバー制度は、 今後も幅広い分野での 利用拡大が進む

マイナンバー制度は、もともとが「社会保 障・税番号制度 | と呼ばれていたように、社 会保障・税並びに災害対策分野での利用を目 指してスタートした制度である。マイナンバ ー制度にかかわる法律である「行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律 | (以下「番号法 |) において も利用範囲をこれらの範囲に限定して明記し ており、目的外利用はできないとされてい る。しかしながら、制度検討当初からこれら の分野に限定せず幅広い分野での利活用も想 定されていたのは事実である。たとえばマイ ナンバー制度に関する政府の主管部署である 「内閣府大臣官房番号制度担当室」が公表し た番号法の逐条解説注1によれば、「個人番号 は、将来的には幅広い行政分野で利活用する ことも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制 度、税制、災害対策に関する分野において利 用することとされている」(逐条報告P.22) とある。

利用拡大に関しては、社会ニーズを踏まえつつ実際の検討が進んでおり、既に具体的な制度整備に着手している分野もある。

マイナンバーの利用が可能となった分野は 単に各種事務の効率化が進むというだけでは なく、さまざまな副次的な影響が発生する。 そしてそのことは企業活動および個人の行動 に大きな影響を与える。まさにマイナンバー によって社会が変わるといえる。

本稿では、このようなマイナンバー制度の 利活用拡大の現状と今後の展望を紹介したい。

Ⅲ 政府成長戦略に利用拡大が明記された5 つの分野

番号法は、2013年5月31日に交付された。 マイナンバー制度自体は15年10月から実際に 運用開始となったが、それ以前から既に利用 拡大の検討が進められてきた。

政府IT総合戦略本部マイナンバー等分科会は、14年5月20日に中間とりまとめを行った注2。この中間とりまとめの中で、マイナンバー制度の利用拡大として、「マイナンバー制度を利用した取組に近接し、公共性が高く、国・地方・民間の情報連携などにより更なるメリットが期待される事務として、具体的には、以下の5分野、

- ①結婚・死亡等のライフイベントに係る手 続き、パスポートの発行や、代理権の確 認等に関連する、戸籍等に係る事務
- ②在外邦人によるマイナンバー関連サービス利用や、有事の際の国内情報の活用等に関連する、旅券や邦人保護等に係る事務
- ③預金保険法や犯罪収益移転防止法等に基づく、金融機関による顧客の名寄せ、本 人確認及び口座名義人の特定・現況確認 に係る事務
- ④医療・介護・健康等に係る事務の効率化 や全国的なサービス連携等に関連する医療・介護・健康情報の管理及び医療情報 の蓄積・分析等に係る事務
- ⑤自動車の登録に係る事務等

について、マイナンバーの利用範囲に追加 することや制度基盤を活用することにつき、 制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつ つ、関係者の理解と協力の下、内閣官房と関係府省が協力して、地方公共団体や民間事業者等からの意見も踏まえつつ、想定される利用のあり方や期待される効果や制度・運用面の課題等、積極的かつ具体的に検討を進め」 (原文引用、一部加筆)るとした。

この中間とりまとめを受けて、14年6月24日には政府の成長戦略である「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」の中に、これら5分野に関しての利用拡大を明記することとなった(表1)。

これらの分野に関しては、鋭意検討が進みつつある。たとえば、14年11月11日に行われた内閣情報通信政策監への報告によれば、戸籍事務について、法務省において16年2月以降の法制審議会への諮問を目指して検討を行っているとされるなど、制度化に向けた作業が進みつつある。

この5つの分野が利活用拡大の対象となった理由としては、(1)番号を各種事務で利用することにより事務効率化などの効果が大きいこと、(2)当該分野以外への影響も大きいこと、などが考えられる。

たとえば、旅券事務での利用により、現在

はマイナンバー制度の対象外である海外在住者に対しても一貫してマイナンバーを利用した各種行政サービスを提供できると共に、災害など緊急事態発生時に情報提供や所在確認などを迅速かつ正確に行えるようになると期待される。また、医療分野での利用は、より良い医療の提供と社会保障コストのコントロールに資すると期待される。

このように、これら5つの分野での利用拡大は、当初税や社会保障という分野に限定したマイナンバーの利用を社会全体に資する社会インフラとして定着させる糸口になるのではないだろうか。

Ⅲ 預貯金付番と医療など分野は 先行して法改正も実施

これら5分野の中で、預貯金および健康管理での利用拡大は先行して制度整備が進んでおり、制度の運用開始前である2015年9月9日には法改正が行われることとなった。

この法改正の中で、次のことが行えるようになった。

①預保金口座へのマイナンバーの付番

表1 マイナンバー利活用のロードマップ 中期 短期 管期 2014年度 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 地方公共団体に対する助言・情報提供等の支援、災害時のマイナンバー利用や総合窓口等の取組加速 【内閣府、総務省及び関係省庁】 --ズの洗い出し、関係府省における具体的検討【内閣府及び関係省庁】 番号法改正法案の提出 【内閣府】 マイナンバーの利用範囲拡大(特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、 必要な制度改正等 ④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等)等の検討【内 【関係省庁】 閣府及び関係省庁】 注)表記は原典のまま 出所)「世界最先端IT国家創造宣言工程表」(2014年6月24日改定)より作成

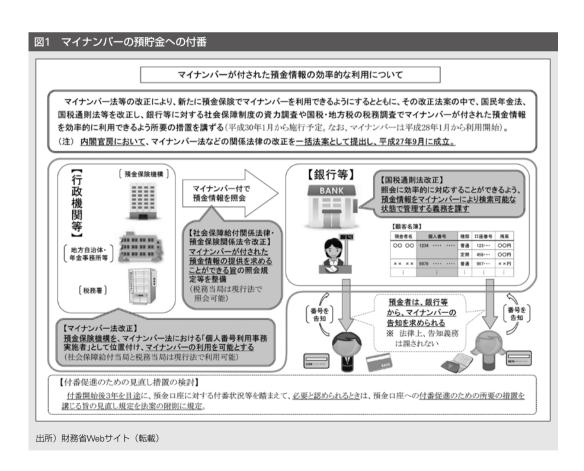
- ペイオフや資力調査・税務調査で利用できるように預貯金口座へのマイナンバーの利用を可能とする(預貯金口座への付番)
- 預貯金口座の付番は任意で行う
- ②医療など分野における利用範囲の拡充
- 特定健康診断・予防接種情報でのマイナンバーの利用を可能とする

特に①に関しては、金融商品の中で実質的に唯一マイナンバー制度の対象外であった預貯金をようやくマイナンバー制度の対象とする画期的な制度改正といえる。株式や投資信託などの有価証券口座や生命保険などの保険契約は当初からマイナンバー制度の対象となっていた。一方、個人の預貯金口座は原則(国外送金などを除く)マイナンバー制度の対象外とされていた。これは、有価証券口座や保険契約は何らかの形で個人単位での税手

続きが生じるが、個人の預貯金は個人単位で の税手続きが原則生じないために税分野での マイナンバーの付番対象から除外されたため である。

しかしながら、個人金融資産の約50%は預 貯金であり、その預貯金を付番対象から除外 することに関しては制度面での課題であると の指摘が従来からされてきた。この制度改正 により、預貯金の付番が決定したことは、マ イナンバー制度全体に非常に大きなインパク トがあるといえる。

なお、①の預貯金付番は18年からスタートするが、付番開始後3年をめどに、預金口座に対する付番状況などを踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を番号法の附則に規定した。これは、任意での付番の進捗状況によっては義務化を行う旨の規



定と思われる。このため、将来的には預貯金口 座への付番義務が生じると考えられる(図1)。

預貯金への付番はまずは徴税事務やペイオフなどでの利用となるが、その可能性は非常に大きい。

社会保障制度改革の議論の中で、たとえば 給付付き税額控除などの制度提案が行われて いる。このような制度検討の中で、問題とな るのは対象者の資産把握などが必ずしも正確 には行えていないことである。所得が少なく とも資産を多数保有しているなどの個々の状 況をどう把握するかは大きな課題である。消 費税増税時に行われる予定の軽減税率制度の 議論の際にも、このような状況把握が難しい ことから給付などの制度を断念したといわれ ている。

仮に預貯金口座への付番が進み、金融資産の把握が従来以上に行いやすくなれば、いわゆる「真に手を差し伸べるべき人に手を差し伸べること」が従来以上に可能になると期待される。

Ⅳ 対応が進みつつある 税関連分野

マイナンバー制度は、税分野での利活用、 特に税徴収の効率化・公平化を制度の狙いの 主眼の一つに置いている。そして、その対応 は着実に進みつつある。

いわゆる所得税や法人税などの所得にかか わる税分野だけではなく、消費税などの分野 で制度導入当初からマイナンバー(および法 人に付番される法人番号)による税情報の管 理が進みつつある。

また、固定資産税分野においても固定資産

台帳への付番は既に各自治体が進めつつある とのことであり、預貯金へと対象が広がる各 種金融資産への付番と併せて資産分野での付 番が進むこととなる。

また、企業間の商取引に関しても実質的に はマイナンバー制度の対象となる可能性が高 い。それは、2019年に施行が延期となった消 費税増税とセットで導入される軽減税率制度 の中で義務化されるインボイス制度である。 インボイス制度では、企業が発行する請求書 などには企業ごとに付番される登録番号の記 載が義務付けられる。この登録番号は、法人 番号をベースにするとされており、このこと から実質的に企業間取引も番号による紐付け が行われることとなる。インボイス制度の導 入は21年を予定しており、その時点で税にか かわる経済活動はほぼすべて何らかの形でマ イナンバー制度の対象となるといえる(表2)。 このことは行政側、民間側、それぞれに以 下のような大きな影響を与えることになる。

1 税徴収業務の 効率化・公平化の進展

各種税事務手続きに番号が付番されることにより、たとえば税種目横断での参照などが容易になる。これにより、徴税効率が改善されると共に、滞納などの捕捉も行いやすくなると思われる。たとえば、給与所得以外の所得がある際に確定申告を行っていない場合などは、把握しやすくなると思われる。

2 税関連業務の電子化促進

番号付番と併せて、各種税事務手続きの電子化が進められつつある。たとえば、事業者から税務署および各市町村へ提出する源泉徴

収票(給与支払報告書)は従来、各相手先へ それぞれ提出することが必要であったが、今 後は電子納税の仕組みであるeLTaxを経由し て一括で送付すると自動的に送付先に振り分 けてくれる。これにより、各事業所の事務負 担が軽減されると共に、納税事務並びにそれ と関係が深い給与支払・経理事務などの電子 化が進むと期待される。

3 税分野以外への遡及効果

単に税分野での効率化だけではなく、そこから派生した分野への影響も大きい。

たとえば、厚生労働省は2016年度より法人に付番される法人番号を利用して社会保険料を滞納している法人の把握を行うといわれている。法人の中には本来支払うべき従業員の社会保険料を滞納している事業者がいる。これらの事業者の把握には従来多大な事務負担があったといわれている。ところが、法人番号の導入により、源泉徴収に伴い税務署側で把握している給与支払情報の提供を税務署から受けることが容易になった。一般的に社会保険料未納の法人も源泉徴収に伴う給与支払情報は税務署に正確に報告しているといわれており、これにより給与支払が行われながらも社会保険料を滞納している事業者の把握が容易になる。

また、不法就労者などのようにそもそもマイナンバーを保有していない対象者は、源泉徴収などの手続きを介して従来以上に捕捉しやすくなると思われ、これにより不法就労などの把握も今まで以上に行いやすくなる可能性がある。このように、税分野以外でも情報活用による効果が大きいと思われる。

表2 主な税分野におけるマイナンバー制度の対応

税種目	所得税・住民税	2016年1月から運用開始
	法人税	
	消費税他間接諸税	
資産	相続税・贈与税	
	有価証券・FX	
	保険金	
	預貯金	2018年任意付番。2021年以降義務化も検討
	固定資産	自治体ごとに順次付番中
法人間取引		2023年以降登録番号での紐付け義務化

V 次の大きな制度変更は戸籍

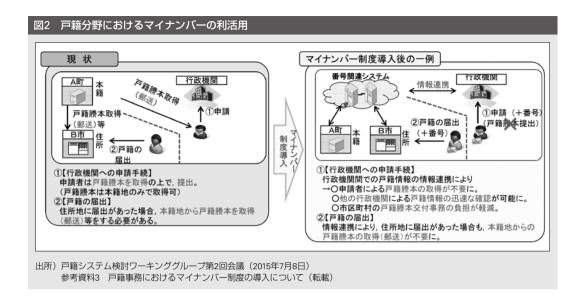
次に大きな制度変更として予想されるのは、戸籍事務である。現時点でマイナンバーは住民票の情報と紐付けられている。しかしながら、戸籍は住民票とは別個の管理であることから戸籍情報にはマイナンバーが紐付いていない。これをマイナンバーと紐付けようという検討が進んでいる。

戸籍とマイナンバーが紐付くことにより、 戸籍謄本の提出が必要な行政手続に際して、 マイナンバーが付番された戸籍情報を行政機 関側が確認することで、住民が戸籍謄本を取 得・提出することが不要になる(図2)。

このような戸籍事務手続きそのもの以外に も影響を及ぼすと考えられる。

たとえば、戸籍情報にマイナンバーが紐付くことで、それぞれの戸籍を構成する者のマイナンバーの把握が確実に行えるようになる。このことは、将来的には相続手続きの効率化や正確性の確保に大きく貢献する可能性がある。

相続の手続きは事務手続きが煩雑であると



従来から指摘されているが、これを効率化 し、さらには電子化に伴う自動化などが行え る可能性があると思われる。

しかしながら、容易に想像できるように、 戸籍事務においてマイナンバーを利用するこ とにはさまざまな課題がある。たとえば、次 のようなことが考えられる。

- ①戸籍事務自体の電子化が遅れている
- ②2015年10月の住民付番が行われた以前の 戸籍情報の取り扱いが困難

なお、本稿執筆時点では法務省の検討会で の議論が継続中である。公開されている議事 録を見る限りでは、上記のような課題に関し て依然議論が続いているようである。今後の 経過を見極める必要があるといえる。

VI 子育で・災害対策分野も 検討対象に

既に挙げた5分野の検討に加えて最近新た に利活用検討の対象分野が二つ追加されるこ とになった。 マイナンバー制度全体の方向性を検討する マイナンバー等分科会に、この2016年3月より以下の二つのタスクフォースが発足した^{注3}。

- ①災害対策・生活再建支援タスクフォース
- ②子育てワンストップ検討タスクフォース
- ①の災害対策・生活再建支援タスクフォースでは、大規模災害発生後の被災状況の把握や被災者生活再建支援に関する行政と民間におけるマイナンバー制度の活用について検討することを目的としており、避難者に関する支援、罹災証明などの手続の円滑化、マイナポータルなどの活用といったテーマを検討する。

阪神淡路大震災や東日本大震災、さらには 今年起きた熊本地震の経験を踏まえると、迅 速な支援の提供を行う際にはマイナンバーの 仕組みは非常に強力な武器となる。このこと は、マイナンバーの利活用推進にも大きく影 響を及ぼすと考えられる。

一方、②の子育てワンストップ検討タスクフォースは、子育て支援に関する行政手続きのワンストップ化に資するマイナンバー制度

の活用について検討することを目的としており、マイナンバーカードなどを利用することで子育てにかかわる行政手続きを一括で行うなどのテーマを検討している。

現在、政府は一億総活躍社会の実現のためにも子育て負担の軽減を最重要テーマとして検討しており、このタスクフォースも、子育てに伴う住民の事務負担などをいかに軽減するかを中心に検討が進んでいる。

子育てにかかわる行政手続きは児童手当や 保育、母子保健(予防接種など)など多岐に わたる。これらの手続の中には、手続や管理 が複雑であるものなどがあると共に、利用者 が多いことから、改善された場合の社会全体 のメリットが非常に大きいものがある。

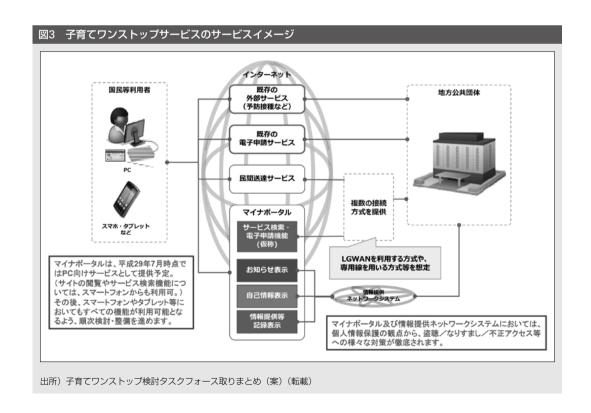
子育てタスクフォースに関しては、既に取りまとめ案とアクションプログラム案が公開されている^{注4}。

この取りまとめによれば、次のようにされている。

- ①子育てワンストップサービスを17年7月より開始する
- ②子育てワンストップサービスは、マイナンバー制度の一環として整備されるマイナポータル上で提供する
- ③サービスとしては、まずは「児童手当に 関する手続き(児童手当の現況届など)」 「保育に関する手続き(保育施設等利用 申込書など)」「ひとり親支援の手続き (児童扶養手当の現況届など)」「母子保 健の手続き(妊娠の届出など)」の4分 野から提供を開始する
- ④自治体などとの調整を行いながら、順次 機能拡張を行う

まずは、現在市町村などの窓口で行っている事務手続きについて、インターネットを介して行うといった住民の事務負担軽減からスタートすることになった。

子育て分野は、住民ニーズが非常に高いと 共に、関係者が各省庁や自治体、その他の団



体などといったように多岐にわたる。これら の調整を行いながら、徐々に進めていくしか ない。とはいえ、マイナンバーを核に今後順 次サービス内容が改善されていくであろう。

子育て支援は、安倍政権の掲げる一億総活 躍社会実現のための「一丁目一番地」である と言っても過言ではない。

国民の期待が大きい分野でもあり、今後の 機能拡大に期待したい(図3)。

W マイキープラットフォーム

マイナンバーそのものの利活用ではないが、マイナンバーに付随して提供されるマイナンバーカードを利用することも検討が進んでいる。

総務省は、「マイキープラットフォーム」 という仕組みの構想を進めている。

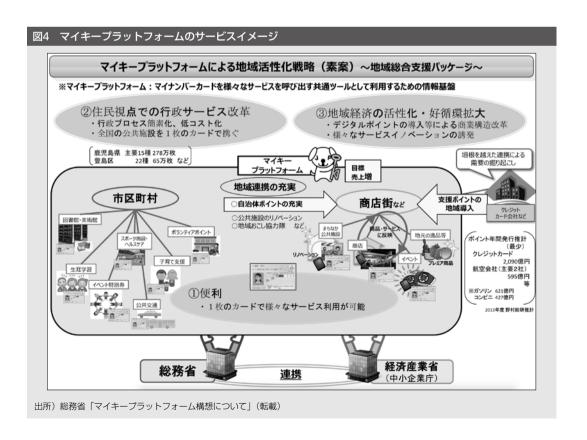
このマイキープラットフォームでは、マイ

ナンバーカードに組み込まれている電子証明 書の仕組みを活用して、さまざまなIDカー ドの統一を目指している。

マイナンバーカードに組み込まれた電子証明データを活用して本人確認を行う公的個人認証という仕組みがある。この仕組みを活用して、たとえば図書館カードなどの行政が発行するIDカードや商店街などのポイントカードといったさまざまなIDカードを1枚のマイナンバーカードに集約できる。

この仕組みを使うことで、次の効果が期待 できる。

- ①複数のカードをまとめることで利用者の 利便性が向上すると共にカード提供者の コスト軽減につながる
- ②自治体が提供するポイントサービスを組 み込むことで、地域の商店街での販売促 進につながる
- ③クレジットカードや航空会社のポイント



を組み込むことで、地域経済の活性化に つながる

2016年度補正予算でマイキープラットフォームの実証に関する予算化が行われており、 今後順次拡大するものと期待される(図4)。

Ⅲ 社会インフラとして 社会ニーズに応じた 利用拡大が今後も続く

表3にあるように、マイナンバー制度は今後も幅広い分野での利活用が進められていく。今後10年以内にはほぼすべての経済活動・社会活動には何らかの形で番号が紐付けられることになると考えられる。

そしてこのことは、マイナンバーが日本という国の社会のありようまでも変えていく社会インフラとなっていくと期待される。

今後も社会ニーズに応じた利用拡大が続く と思われる。

注

- 1 www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/ chikujou.pdf
- 2 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/honbun_140520.pdf

表3 利用拡大が続くマイナンバー			
各種行政手続き	2016年1月から住民サービス関連手続きの大半で利用開始		
税・社会保険料	2016年1月から運用開始		
預貯金	2018年任意付番。2021年以降義務化も検討		
医療費	医療費控除電子化、マイナンバーカードの保険証化検討中		
戸籍(相続)	2019年以降法改正予定		
法人間取引	2023年以降インボイス化(登録番号での紐付け義務化)		
固定資産	2016年から固定資産税台帳付番開始		

- 3 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number.html
- 4 取りまとめ案: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/kosodate/dai5/siryou1.pdf

アクションプログラム案: http://www.kantei. go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/kosodate/ dai5/siryou2.pdf

著者

梅屋真一郎(うめやしんいちろう) 制度戦略研究室長 専門はマイナンバー制度など